

例規 3 八王子市災害対策本部条例

八王子市災害対策本部条例

昭和38年7月10日

条例第21号

改正 平成9年7月4日条例第26号

平成24年12月6日条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、八王子市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部付部門長は、本部長及び副本部長を補佐する。

4 災害対策本部員その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部に部を置く。

2 部の分掌事務及び部に属すべき職員は、市規則で定める。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、災害対策本部付部門長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(特例)

第5条 本部長は、非常災害が発生した場合において、当該災害の状況により、応急対策を実施するために必要があると認めたときは、本部に臨時の組織を設置することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、八王子市規則で定める日から施行する。〔昭和39年規則第40号で、昭和39年10月2日から施行〕

附 則（平成9年7月4日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月6日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。